

長崎県青少年育成県民会議有期職員の採用について

1 採用条件

(1) 次の項目に該当しない者

- ・ 成年被後見人または被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 心身ともに健康で勤務に支障がない者

(3) 公共交通機関による通勤が可能な者

2 採用人数

1名（年齢、性別不問）

3 採用試験（面接）の申込み手続き

(1) 応募書類

「長崎県青少年育成県民会議有期職員採用試験（面接）申込書」

(2) 申込期限

令和7年3月3日（月）まで（応募書類必着）

(3) 申込方法

郵送・電子メール・持参のいずれかの方法で下記提出先へ応募書類を提出する。

① 持参の場合

月曜日から金曜日の午前10時から午後4時30分まで（祝日は除く）

② 郵送の場合

封筒の表に「職員採用申込書在中」と朱書きし、封筒の裏には住所・氏名を必ず書いてください。

③ 電子メールの場合

件名を「職員採用申込書」とし、応募書類を添付して送信してください。なお、送信日から翌日以内（金曜日の場合は、翌月曜日）に提出先から受信確認のためのメールを返信します。万が一、応募書類を送信しても受信確認メールが届かない場合はお電話で確認をお願いします。

【提出先】 長崎県青少年育成県民会議事務局

〒850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館9階

電話番号 095-824-7510 電子メール n-kenminkaigi@room.ocn.ne.jp

4 申込後の連絡等

(1) 採用試験（面接）等に関する連絡は、すべて申込書記載の連絡先に行います。

(2) 提出された申込書はお返しできませんのであらかじめご了承ください。

5 選考の方法

書類審査と面接により採用を決定します。

6 採用試験（面接）日時・会場

- ・面接日時 令和7年3月11日（火）10時～12時
- ・面接場所 長崎県庁会議室 ※詳細は応募者に直接連絡します。

7 勤務条件等

- ・下欄の条件については協議し双方理解のうえ変更することがある。

任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日（更新あり・1年間）
勤務場所	長崎県青少年育成県民会議事務局 長崎市桜町4-1長崎商工会館9階
職務内容	青少年健全育成や子育て支援に係る各事業等の企画、運営等 ・研修会等の実施に係る事務 ・地域活動支援事業の実施に係る事務 ・イベント実施への協力企業の開拓 ・広報資料の作成 ・関係機関や団体との連絡調整 等 ※次のような業務が伴います。 宿泊を伴う出張、会議において司会や説明、SNS広報等
勤務時間	9時～17時 勤務時間数7時間、休憩1時間
休暇・休日	休暇：採用条件により年次有給休暇が付与されます。 休日：4週間のうち8日（原則、土曜日、日曜日）に加えて祝祭日、年末年始の休日。※土曜、日曜の業務もあります。
給与 （月額）	175,000円 ・雇用保険、健康保険、厚生年金の加入あり ・手当は交通費のみ（規程による） ・支払日は原則、当月21日支払となります。
その他	普通自動車運転免許を有することが望ましい。

8 その他

有期職員は長崎県青少年育成県民会議事務局就業規則により次のことが適用されます。

- (1) 法令及び上司の命令に従う義務
- (2) 信用失墜行為の禁止
- (3) 秘密を守る義務
- (4) 職務に専念する義務

9 採用に関する問い合わせ

長崎県青少年育成県民会議事務局 担当：宮本・古川（095-824-7510）

（土日祝を除く9時30分～16時30分）